

KYMCO USER SUPPORT PROGRAM 盗難補償システム 規約

この規約は株式会社キムコジャパン（以下、キムコジャパン）の運営するKYMCO USER SUPPORT PROGRAM盗難補償システム（以下、盗難補償システム）に関する規約を定めたものです。

- 補償の目的 / キムコジャパンが正規輸入販売したKYMCO社製の新規登録車両にて、盗難補償システム加入時に車体番号・登録番号が特定され、キムコジャパンが指定する販売店において、加入申込手続きが完了し、かつ会費が支払われた盗難補償システム加入申込者本人の所有車両にて盗難事故が発生した場合における補償を目的とします。
- 補償期間 / 車両登録日（届出日）翌日午前 0時から翌々年登録日の午後 4 時までの 2 年間とします。本サービスの更新・継続はできません。
- 会員資格の証明 / 会員の資格は、会員登録および加入者証によって証明されます。会員登録は常時携帯するものとし、補償期間を越えたものは無効となります。会員登録の再発行は行いません。貸借・譲渡によるサービスの享受は一切認めません。
- 会員資格の喪失 / 次の条項に該当した場合、会員資格は喪失されます。また、理由の如何を問わず、会費の払い戻しは一切行いません。
 - 不正行為があった場合。
 - キムコジャパンならびにキムコジャパンに關係する取引先に著しい迷惑や損害を与えた場合。
 - 脱会の申し出があった場合。
 - 加入者が死亡した場合。
 - 加入者が補償の目的とする車両の所有権を喪失した場合。
 - 会費が期日までに支払われなかった場合。
 - 補償期間を越えた場合。
- 補償する損害 / 次に定める各条項のすべての条件を満たした盗難事故の損害に対し補償が行われます。
 - 日本国内における事故発生であること。
 - 事故が窃盗または強盗のために生じた盗取であること。
 - ハンドルロックとホイールロック（U字ロック・チェーンロック・ワイヤーロックなど）の両方が施錠されている状態で発生した事故の損害であること。
 - 警察への届け出が事故発生日より 1 日以内になされたこと。
 - 警察への盗難届け出後、30 日を経過しても事故車両が発見されないこと。
- 補償しない損害 / 次の事由によって生じた損害は補償されません。
 - 詐欺・横領による損害。
 - 購入者の故意・過失によって生じた損害。
 - 購入者の親族・使用人などが自ら行った、または加担した盗難による損害。
 - 戦争・暴動・騒ぎよう・労働争議などの際における盗難による損害。
 - 地震・噴火・風水災などの天災の際における盗難による損害。
 - 火災・爆発・放射能汚染の際における盗難による損害。
 - 窃盗・強盗のために生じた火災・爆発などによる損害。
 - 盗難発生の実実に 60 日以内に気付くことができなかった損害。
 - 盗難発生の実事を知った日から 10 日以内に警察への届け出がされていない損害。
 - ハンドルロックとホイールロックの両方が施錠されていない状態で生じた盗難による損害。
 - 警察へ盗難の事実を届け出た日から 30 日以内に車両が発見された場合。
 - 盗難未遂の際の破損による損害。
 - 会員登録もしくは加入者証と、エンジンキーならびにホイールロックを行ったロックキーの提出がないもの。
 - 補償の目的である車両の譲渡・廃車が行われた場合。
 - 加入者が申込の際に虚偽の申告を行った場合。
 - 「7. 補償内容」に定める代替車両以外の車両をご購入される場合。
 - ご請求に必要な書類がすべて揃わない場合。
 - 自己負担金 2 万円もしくは、補償金額が車両のメーカー希望小売価格（税抜）に対し不足となる差額が発生した場合はその差額分と自己負担金 2 万円を合わせた合計金額のお振込みがない場合。
 - 部品や本体の一部にのみ生じた盗難による損害。
 - 上記以外、本件規約に反する場合。
 - その他、社会通念に反する行為に起因する損害。
- 補償内容
 - 1 年目（車両登録日の翌日午前 0時から翌年登録日の午後 4 時まで）
 - 現物補償 / 補償の目的である車両と同機種種の代替車両をご購入販売店にて現物補償します。ただし、自己負担金の 2 万円と、納車に係る諸費用・消費税などはお客様の負担となります。
 - 現物補償できない場合 / 補償の目的である車両と同機種種が販売中止などの事由により支給できない場合は、同等機種を補償するものとし、同等機種メーカー希望小売価格（税抜）が補償の目的である車両のそれを上回る場合には、その差額をご負担いただきます。同等機種メーカー希望小売価格（税抜）が補償の目的とする車両のそれを下回る場合、差額は返還されません。
 - 2 年目（翌年車両登録日の午後 4 時から翌々年登録日の午後 4 時まで）
 - 再購入資金補償 / 補償の目的である車両のメーカー希望小売価格（税抜）× 70% を再購入資金の一部として補償します。ただし、再購入資金が補償されるのは、ご購入販売店でキムコジャパンが正規輸入販売したKYMCO社製の車両を代替車両としてご購入いただく場合に限り、代替車両のご購入額が補償額を下回る場合、その差額は返還されません。
- 補償を受ける場合の手続きおよび条件
 - 事故が発生した場合、10 日以内に会員自ら、最寄の警察署へ盗難届を届け出てください。盗難損害の補償請求時に「届出警察署名」、「受理番号」が必要になりますので、必ずご確認ください。
 - 警察への届け出後、ご購入販売店まで事故の事実・届け出警察署名・受理番号をご連絡ください。
 - 警察への届け出後、30 日間は経過観察期間、以後 14 日間程度を調査期間とさせていただきます。従って補償実行まで、最低でも 45 日間程度の所要日数をいただきますので予めご了承ください。
 - 販売店への届け出後、盗難補償システム事務局（有限会社エークイック）よりご請求時の必要書類と自己負担金 2 万円もしくは、補償金額が車両のメーカー希望小売価格（税抜）に対し不足となる差額が発生した場合はその差額分と自己負担金 2 万円を合わせた合計金額のお振込み先が先になりますので、速やかにお手続きください。補償の実行は、必要書類のご提出が確認され、かつ自己負担金 2 万円もしくは、補償金額が車両のメーカー希望小売価格（税抜）に対し不足となる差額が支払いが確認できない場合には、権利放棄とみなしますので、発生した盗難事故に関する一切の補償は受けられなくなります。
 - 盗難補償システム事務局（有限会社エークイック）よりご案内発送後、60 日を超えても必要書類のご提出ならびに自己負担金 2 万円および補償金額と車両のメーカー希望小売価格（税抜）に差額が発生した場合はその差額分を合わせた金額のお支払いが確認できない場合には、権利放棄とみなしますので、発生した盗難事故に関する一切の補償は受けられなくなります。
 - 警察への届け出後、30 日以内に補償の目的である車両が発見された場合で、全損以外の破損がある場合には補償の対象とはなりません。
 - 補償が実行された後で盗難車両が発見された場合、その所有権はキムコジャパンに移転します。
 - この盗難補償システムにおいて、現金による補償は一切行われませんのでご注意ください。
- 個人情報の取扱い / キムコジャパンは、本件事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務を持って管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的のみに使用します。
 - お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため。
 - お客様に対して各種営業情報および販促品等をご提供するため。
 - に於ける各種サービスのご提供後に、アンケート、その他事項などを改めて送付するため。
 - お客様からいただいたご意見、ご要望にお応えるため。

KYMCO USER SUPPORT PROGRAM盗難補償システム事務局 有限会社 エークイック 〒110-0016 東京都台東区台東 3-17-9-207 TEL:03-5816-4661 FAX:03-5816-4660
--

KYMCO USER SUPPORT PROGRAM ロードサービスシステム 約款

この規約は株式会社キムコジャパンロードサービス会員に関して、会員サービスを提供・運営するジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、JBR）が会員に関する事項を定めたものとします。

- 会員 / 本会の会員は日本国内に居住し、自動二輪免許（普通免許・原付免許を含む）を取得済みの自動二輪もしくは原動機付自転車所有するものとします。車両については、KYMCO二輪車かつ 1 契約あたり登録された 1 台に限り適用されます。
- 会員の入会手続きと資格の発生 / 販売店にて現金領収のうえ、専用申込システムでデータ入力完了された、もしくは必要事項を記入した所定の申込書が JBR 事務局に FAX 等にて到着した後、販売店より会員登録が発行された時点で会員資格を取得したものとします。
- 会員登録の発給 / 有効期限記載の会員登録を株式会社キムコジャパンより販売店を通して発給します。会員登録は原則として再発行はいたしません。
- 会員の証明 / 会員の資格は全て会員登録によって証明されます。会員登録は常時携帯するものとし、有効期限の越えたものについては無効とします。
- 会員資格の有効期限 / 新規入会における有効期限は、資格発生から 2 年間とします。
- 会員登録の共有 / 会員登録は記載された本人のみに有効とし、貸借・譲渡を認めません。
- 会員の権利 / 会員はその資格期限内において株式会社キムコジャパンが規定する JBR のサービスを受けられるものとします。その際は必ず、会員登録、免許証等の提示を義務とします。名義と会員登録が一致しない場合は、会員サービスを受けられません。
- 会員資格の喪失 / a. 不正な行為があった時。 b. 株式会社キムコジャパンならびに JBR 本部署 / JBR に關係する取引先に著しい迷惑や損害を与えた場合。 c. 脱会を申し出た時。 d. 死亡した時。 e. 登録車両の所有権を喪失した時。 f. 会費を期日までに納入しなかったとき。
- 会員の権利喪失 / 会員の権利を喪失した者は、会員の権利一切を失う。
- 会員の退会 / 退会手続きは、JBR に電話・FAX・Eメールなどの手段により申し出ること終了とします。ただし、理由の如何を問わず会費の払い戻しは一切行いません。
- 会員の車両入れ替え / 認められません。
- 会員規約の訂正 / JBR は運営上不利が生じやむを得ないと判断した場合に限り、会員規約の訂正を行なうものとし、その実施は任意のものとします。
- ロードサービス規定 / JBR ロードサービスは緊急性を要する場合に限り適用いたします。

有効期限内 3 回目までは、JBR の次のサービスが無料で受けられます。
レッカーサービスが 1 回につき 15 km までは無料で受けられます。 超過分については、525 円 / 1 km(税込) の料金がかります。
現場到着後 30 分以内の現場急対応

- ガス欠（ガソリン代は実費負担）
- バッテリージャンピング
- その他 サービス内容により実費負担が発生する場合があります。

- 又、以下の条件の場合は、ロードサービス規定から除外し有料となります。
- 会員本人以外の依頼
JBR 以外にレスキュー依頼した場合
災害・天災・暴動等に起因する依頼
ディーラー・修理工場からの回収、依頼
登録車種以外の車種対応
車検・整備等を目的とする回収・依頼
一連のトラブルに起因する再回収・再依頼
長期保管・放置での回収依頼
事故により加害者又保険会社が負担する場合

- 個人情報の取扱い / JBR は、本件事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務を持って管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的のみに使用します。
 - お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため。
 - お客様に対して各種営業情報および販促品等をご提供するため。
 - に於ける各種サービスのご提供後に、アンケート、その他事項などを改めて送付するため。
 - お客様からいただいたご意見、ご要望にお応えるため。

<注意事項>
ロードサービスに起因する事項・住宅の損壊及び人身事故については JBR は一切の責任を負いかねます。
天候や道路状況によりロードサービスの遅れ又は、現場に到着できないことがあったとしても一切の責任を負いかねます。
JBR ネットワークは、ほぼ全国 24 時間体制で稼働していますが、一部の地域においては対象外の所もありますので御了承下さい。
違法改造車・軽便運転等・法律に違反している場合はお断りいたします。
大事故、転落等保する装置で作業が不可能な場合、牽引不可能な構造の車両及び最寄りへ搬入場所のない車両の場合は、お断りすることがありますが、外部の作業可能な業者を御紹介などの措置をできる限り行いますので、ロードサービスセンターへご相談下さい。
通行禁止道路、季節的封鎖道路、工用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等自動車道の通行が極めて困難な地域及び自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域へのロードサービスは、お断りすることがあります。

ジャパンベストレスキューシステム株式会社 TEL:0120-888-223 FAX:052-884-3474
